

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年11月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第3号

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第12条の3を次のように改める。

地方公営企業法施行令（以下「施行令」という。）第21条の3第1項第1号に規定する管理者が定める区域は、全国の区域とする。

附 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

(上下水道局総務部契約会計課)